

車体の形状	構造要件	留意事項
道路作業車	<p>道路の維持、修繕等のために使用する自動車であって、次の1又は2のいずれかに掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、2の自動車については、用途区分通達4-1(3)①及び②の規定は適用しないものとし、かつ、同通達4-1-3②及び③を満足しているものとみなす。</p> <p>1 道路を維持し、若しくは修繕し、又は道路標識を設置するための自動車にあっては、次の各号に掲げる設備のいずれかを有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路線引又は塗料熔解のための装置</li> <li>(2) 道路舗装のための装置</li> <li>(3) 道路の除雪のための装置</li> <li>(4) 道路情報又は道路規制標識のための装置</li> <li>(5) 道路に薬剤を散布するための装置</li> <li>(6) 道路、トンネル、橋梁等道路構造物を清掃するための装置</li> <li>(7) 道路、トンネル、橋梁等道路構造物の維持若しくは修繕等のための装置</li> </ul> <p>2 道路の管理者が道路の損傷箇所等を発見するために使用する自動車にあっては、次に掲げる要件を満足すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該道路の管理者の申請に基づき公安委員会が指定したものであること。</li> <li>(2) 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第6条の2に規定する車体の塗色であること。</li> <li>(3) 保安基準第49条の2の規定に適合する黄色の点滅灯火を有すること。</li> </ul>	<p>・保安基準第49条の2の規定に適合する黄色の点滅灯火を有する自動車にあっては、道路交通法施行令第14条の2に基づき、当該自動車の使用者が公安委員会に届出されたもの又は指定を受けたものであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。</p>